

ノートルダム清心女子大学成績等の評価とGPA制度に関する規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、ノートルダム清心女子大学学則（以下「学則」という。）第45条第9項の規定に基づき、成績等の評価等に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。
- 2 学業成績を総合的に判断する指標としてグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）を用い、算出方法等について必要な事項を定めるものとする。

(評語と基準等)

第2条 評語及びグレード・ポイント（以下「GP」という。）並びにその基準等は、次表のとおりとする。

評語	評点（整数）	評価内容		GP
秀	100点～90点	合格	到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を修めている。	4
優	89点～80点		到達目標を十分に達成している。	3
良	79点～70点		到達目標を一定程度達成している。	2
可	69点～60点		到達目標を最低限達成している。	1
不可	59点～0点	不合格	到達目標を達成していない。	0
放棄	—	不合格	出席が規定の授業回数の3分の2に満たない場合など、評価の対象とならない場合。	0
認定	—	合格	他大学において単位を修得した科目等の単位を認定する場合。	対象外
不認	—	不合格	不認定。 履修科目登録単位上限に含まれる科目を、単位互換制度において履修し評価が不合格だった場合。	対象外

(対象授業科目等)

- 第3条 本学の学士課程で開講する全ての授業科目をGPAの対象授業科目とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業科目に該当する場合は、GPAの対象外とし、既修得の授業科目についても遡って適用する。
- (1) 履修科目の取消しの手続きを行い、取消しを認められた科目
 - (2) 第2条に規定する認定の評語により、単位が認定された科目
 - (3) 教務委員会で指定された授業科目

(GPAの算出)

第4条 全期間通算のGPA（以下「通算GPA」という。）、各年度のGPA（以下「年度GPA」という。）及び各学期のGPA（以下「学期GPA」という。）は、次の式により計算するものとし、その数に小数点以下第2位未満の端数があるときは、小数点以下第3位の値を四捨五入するものとする。

$$\text{通算GPA} = \frac{(\text{全期間の履修科目のGP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{全期間の履修科目単位数の総和}}$$

$$\text{年度GPA} = \frac{(\text{当該年度に成績評価が行われた履修科目のGP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{当該年度に成績評価が行われた履修科目単位数の総和}}$$

$$\text{年度学期GPA} = \frac{(\text{当該学期に成績評価が行われた履修科目のGP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{当該学期に成績評価が行われた履修科目単位数の総和}}$$

(学生への成績通知)

第5条 学生へは、成績通知表等により、評語、G P 及びG P A並びにその他必要事項を記載して通知する。

附 則

- 1 この規程は、2019年4月1日から施行する。
- 2 2018年度以前に認定された成績評価を基にして算出されたG P Aは、学生に不利益が生じる場合は、これを利用してはならない。